

議案第138号

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例案

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（保育所の乳児室等の面積に係る基準の特例）

- 2 第3条第4号（設備運営基準第32条第6号（保育室及び遊戯室に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）並びに第4条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たす保育所の乳児室若しくはほふく室又は保育室若しくは遊戯室の面積に係る基準は、市規則で定める日までの間、乳児室又はほふく室にあつては乳児又は設備運営基準第32条第1号の幼児1人につき、保育室又は遊戯室にあつては同条第5号の幼児1人につき、それぞれ1.65平方メートル以上とする。
 - (1) 児童の保育を行う場所について適正な湿度が保たれることその他当該保育所の維持管理に関し衛生上必要な措置が講じられることにより、当該保育所における衛生的な環境の確保が図られていること
 - (2) 児童の清潔を保つために必要な配慮及び児童の健康状態の適切な管理が行われていること
 - (3) 当該保育所における乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室以外の施設が有効活用されること等により、児童が睡眠をするための場所の確保について特に配慮がなされていること
 - (4) 設備及び備品に対する安全点検が適切に行われることにより、当該保育所における児童の安全の確保が十分に図られていること
 - (5) 整理整頓が常に行われることにより、児童の保育を行う場所の確保が最大限に図

られていること

- (6) 当該保育所と当該保育所に入所している児童の保護者との密接な連携が図られること等により、当該保育所と保護者との間の信頼関係が確保されていること

附則に次の2項を加える。

(報告の徴収等)

- 3 市長は、前項に定める基準により保育を行う保育所における適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該保育所の設置者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその保育所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

令和元年9月18日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

保育所の乳児室等の面積に係る基準の特例を適用するための要件を改めるとともに、特例の基準により保育を行う保育所の設置者に対する報告の徴収等の手続を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（抄）

附 則

(施行期日)

1 省 略

(経過措置)

- 2 保護者からの保育の実施の申込みがあり、第3条第4号（設備運営基準第32条第6号（保育室に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）並びに第4条第2項及び第3項の規定による基準に従うことにより当該申込みに係る児童の保育を当該申込みに係る保育所（待機児童（保育所における保育を行うことの申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であつて保育所における保育が行われていないものをいう。）の状況を勘案して市長が特別な措置を講ずる必要があるものとして定める区域内に存するものに限る。）において行うことができない場合において、当該保育所における児童の受入れの体制その他の事情を考慮して市規則で定めるところにより市長が適当と認めるときは、当該保育所の乳児室若しくはほふく室又は保育室の面積に係る基準は、市規則で定める日までの間に限り、これらの規定にかかわらず、乳児室又はほふく室にあつては乳児又は設備運営基準第32条第1号の幼児1人につき、保育室にあつては同条第5号の幼児1人につき、それぞれ1.65平方メートル以上とする。

(保育所の乳児室等の面積に係る基準の特例)

- 2 第3条第4号（設備運営基準第32条第6号（保育室及び遊戯室に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）並びに第4条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たす保育所の乳児室若しくはほふく室又は保育室若しくは遊戯室の面積に係る基準は、市規則で定める日までの間、乳児室又はほふく室にあつては乳児又は設備運営基準第32条第1号の幼児1人につき、保育室又は遊戯室にあつては同条第5号の幼児1人につき、それぞれ1.65平方メートル以上とする。

- (1) 児童の保育を行う場所について適正な湿度が保たれることその他当該保育所の維持管理に関し衛生上必要な措置が講じられることにより、当該保育所における衛生的な環境の確保が図られていること
- (2) 児童の清潔を保つために必要な配慮及び児童の健康状態の適切な管理が行われていること
- (3) 当該保育所における乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室以外の施設が有効活用されること等により、児童が睡眠をするための場所の確保について特に配慮がなされていること
- (4) 設備及び備品に対する安全点検が適切に行われることにより、当該保育所における児童の安全の確保が十分に図られていること
- (5) 整理整頓が常に行われることにより、児童の保育を行う場所の確保が最大限に図られていること
- (6) 当該保育所と当該保育所に入所している児童の保護者との密接な連携が図られること等により、当該保育所と保護者との間の信頼関係が確保されていること

(報告の徴収等)

- 3 市長は、前項に定める基準により保育を行う保育所における適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該保育所の設置者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその保育所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。